

○火薬類の取締りに関する事務取扱い訓令

昭和36年10月11日

本部訓令甲第9号

〔沿革〕 昭和37年9月本部訓令甲第15号、38年4月第12号、41年3月第3号、12月第16号、43年6月第19号、45年12月第30号、47年8月第10号、51年3月第1号、8月第7号、61年3月第3号、平成6年3月第4号、10年2月第2号、11年3月第8号、12年12月第26号、13年3月第2号、14年9月第23号、9月第25号、15年3月第3号、16年3月第8号、22年3月第1号、23年2月第2号、令和3年3月第4号改正

(概要)

この規定は、火薬類取締法等に規定する火薬類の取締りに関する

- 運搬
- 立入検査
- 意見聴取
- 猟銃用火薬類等の譲渡

等について、必要な事項を定めたものである。